

京都市上下水道事業審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 持続可能な上下水道事業の運営の在り方に関する調査及び審議
- (2) 経営計画の策定に関する事項の調査及び審議
- (3) 各年度の事業計画及び経営計画の進捗状況の点検及び評価並びに課題等のある事業に関する検討
- (4) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言及び提案
- (5) その他上下水道事業の運営に関し京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が必要と認める事項の検討、助言及び提案

(会議の公開)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるところによる。

(公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
 - (3) 酒気を帯びている者
 - (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者が第6条の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第9条 審議会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は

会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議を公開しなかったとき。

(2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。）が公になると認めるとき。

4 審議会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

5 議事録には、審議会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。
(報酬等)

第10条 委員に支払う報酬等は、次に掲げるものとする。

(1) 審議会に出席した場合の報酬及び交通費（公共交通機関を使用した場合に限り。次号において同じ。）

(2) 上下水道局総合庁舎において上下水道事業に関する説明を受け、又は審議会の運営に関する協議を行った場合の報酬及び交通費

2 前項に掲げる報酬等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を支払うものとする。

(1) 報酬 1回当たり10,000円（所得税、消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 交通費 京都市上下水道局職員旅費支給規程に規定する旅費の計算に準じて算定した額。ただし、宿泊料を除く。

第11条 前条第1項第2号に規定する場合の報酬及び交通費については、説明又は協議の内容等を勘案し、支払わないことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。